

平成20年9月5日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成20年9月5日
開会 13時28分 閉会 14時18分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 6名
委員長 前川敏春
副委員長 芳滝 仁
委 員 中橋友子 斉藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄
議 長 古川 稔
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭
- 5 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
総務部長 増子一馬 総務課長 川瀬俊彦 総務係長 萬谷 司
企画室長 佐藤昌親 企画室参事 長谷 繁
- 6 審査事件 議案第60号 幕別町町民栄誉賞条例
議案第61号 幕別町ふるさと寄附条例
陳情第8号 「北海道開発局の存続についての意見書」の提出を求める
陳情書
所管事務調査項目の決定について
- 7 審査結果 別 紙
- 8 審査内容 別 紙

委員長 前川 敏春

◇ 審 査 内 容

(13:00 開会)

○委員長（前川敏春） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

それですね、今日、非常に気温も上がっておりまして、非常に暑いので上着などを脱いで楽な格好で進めていきたいと思います。

それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。

本日の議事の進行なのですが、先ず、議案第60号、幕別町町民栄誉賞条例の説明、質疑を行い、次に議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例の説明、質疑を行い、その後討論いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号、幕別町町民栄誉賞条例を議題といたします。

ここで担当課より説明用の資料を配布したいという申し出がありますが、配布してよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので、資料を配布いたします。

(資料配布)

○委員長（前川敏春） それでは議案第60号の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 議案第60号、幕別町町民栄誉賞条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方は、過日の本会議におきまして、副町長よりご説明させていただいた通りでありますけれども、この条例は町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する者の栄誉を讃えることを目的に制定するものであります。

なお、町の表彰に係る条例といたしましては、昭和41年に制定しました。幕別町名誉町民条例、昭和48年に制定いたしました、幕別町表彰条例はありますが、この二つの条例とは別に新たに条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いまして内容をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めるものであります。

第2条につきましては、町民栄誉賞を想定する個人、又は団体の要件を示したものでありますが、先ほど参考資料として提出させていただきました、規則をご覧いただきたいと思いますけれども、規則の2ページめになります。

町民栄誉賞表彰条例施行規則におきまして、一つには芸術文化、学術研究において世界的な評価を得たと認められる個人又は団体、二つ目には世界的な規模のスポーツ競技大会において、顕著な成績を収めた個人又は団体、三つ目としてこれらの功績と同等と認められ、幕別町の名声を全国に博した個人や団体、これらを選考基準とすることで定めております。

議案書の9ページの方にお戻りください。

第3条につきましては、町民栄誉賞の選考及び決定について定めるものでありますけども、町長をはじめとする選考委員会を組織し、その審査を得て町長が決定することを定めたものであります。

第4条につきましては、表彰の方法を定めたもので、表彰状に金品を添えて行うとするものでございます。

第5条につきましては、表彰の時期を定めたものであります。

第6条につきましては、委任規定であります。

なお、本条例の施行月日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただ今説明いただきました。

これより、質疑及び意見をお伺いしたいと思います。

質疑及び意見のある方は、挙手をお願いいたします。

前川委員。

○委員（前川雅志） 条例の趣旨は理解するところでもありますし、そういった世界的に活躍された方に表彰することは、大変重要なことなのかなというふうに感じているところではありますが、一つだけお聞きしたいんですが、表彰状に金品を添えてというところがあります。この金品というものはこういったものをイメージしたらいいのか教えていただきたいなと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 金品ということですので、現金または記念品ということになるかと思いますが、今回につきましては、現金を想定しております。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） もう少し補足させていただきますけども、現金につきましては、御二方とも現実的には札幌とか本州の方で、実際は活動されているということで、授与するにあたりまして、幕別町に来ていただかなければならない。それにあたりまして、やはり飛行機等を利用して、金額も掛かりますことから、このような形で考えているということであります。

この点につきまして付け加えさせていただきます。

○委員長（前川敏春） よろしいですか。

他に。関連でもいいですから。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も第4条のところの金品というのはどのくらいなのかと思っていたんですけどもね、今回のことを想定するという点では、交通費に相当するということが分かりましたけども、これからね、そうじゃない地元の方が該当した時に、そういうような事例も出てきますよね、その時もし交通費がかからなかった場合は、この金額というのは下がってくることになるのかな、そんなふうに単純に思うわけですから、ある程度一定の、それに値する形という言い方も変なんですけども、そんなことが大事なんではないかと思うのですけどいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 今回につきましては、山本さんそして福島さんという御二方を想定しているわけでありますけども、今後につきましては、いろいろな方が可能性としてはあります。

あくまでも条例上は金品という表現でありますので、それはその時々の案件に応じてですね、予算的なものにつきましては、考えていくことになろうかとは思っています。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 決して反対するわけでもなんでもないんですけども、ある程度の状況を判断することはある程度必要でしょうけども、ただ目安としてね、このぐらいと考えているというのは、ある程度目安ですからどうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話がありましたように、金品はだす時々にといいますけども、そうは言ったて一回一回相談するということにはならないんで、いまだいたい内部で想定しているのは、10万円相当ぐらいということで、想定をしております。これは先ほどご異議あったように、旅費がかからなかったから安くするとか、そういうことにはならないと思いますので、特別なことがない限りはその程度を想定しながら、対応してい行きたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） よろしいですか。

他に何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければですね、これで議案第60号の質疑及び意見を終了したいと思います。

ここで、説明員退席のため暫時休憩をいたします。

（説明委員退席）

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例を議題といたします。

ここで担当課より説明用の資料を配布いたしたいという申し出がありますが、配布してよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので資料を配布いたします。

（資料配布）

○委員長（前川敏春） それでは、議案第61号の説明を求めます。

企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の制定にあたっての基本的な考え方は、本会議におきましてご説明いたしましたとおり、ふるさと納税という寄付金税制の拡充を契機として、ふるさとへの思いを募る方が、寄付金という形で応援したい、貢献したいという気持ちを大切に、的確にまちづくりに反映するためにこの条例を制定するものであります。

ふるさと納税の意義と致しましては、納税者が自分で選択した自治体に住民税の一部を納税できるという納税者の選択、さらにはふるさとの大切さの再認識、自然の恵みへの感

謝、さらには納税してもらうにふさわしい地域の在り方を考える、自治意識の向上等が挙げられております。

以下、条文に沿いまして、内容をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

第1条は寄付金を施策実現のための貴重な財源の一部と考え、寄付者の意向を活かして個性豊かで、魅力ある、活力ある地域社会を作るという目的を定めるものであります。

第2条は、寄付された方が、どの分野の施策に寄付を活かしたいのか、選択していただきやすいようメニューを示すものでありまして、第1号並びに第2号で、本町ならではの特色ある事業を、第3号以下におきましては、町づくりに柱となる事業を列挙しております。

第8号につきましては、第1号から第7号に掲げるもののほか、町長が第1条に規定する目的のため、必要と認める事業を加えるものであります。

第3条につきましては、ふるさと納税による寄付金を町づくり基金により管理運用することを定めております。

なお、寄付者の意向に沿った管理が行われ、対象事業のような明確なメニューを町づくり基金の中でさらに詳細管理してまいります。

第2項は、基金に積み立てずに当該年度の事業の財源に充てることができる旨を定めるものであります。

第4条は、寄付者が寄付を申し込みする際に、その使い道を指定できることを定め、第2項及び第3号では、特段の指定がない場合は、町長が事業の指定を行い、寄付者にその内容をお伝えすることを定めるものであります。

第5条は、基金の管理、処分、運用は寄付者の意向に基づいて行うことを明確化するものであります。

ただいま配らせていただきました、施行規則におきましては、寄付の適正な管理を図るため、寄付台帳を作成し、条例第2条に定める事業ごとに、管理並びに運用していくと規則の中で定めているものであります。

第6条は、この条例の適用範囲は寄付金に限るものとし、物による寄付は通用しないとするものであります。

第7条は、毎年度寄付の運用状況並びに寄付者の氏名及び寄付の内容について公表することを定めるものであります。

なお、公表の方法につきましては、広報誌並びにインターネットでの掲載と考えております。

施行規則におきましては、第4条で公表の時期等を定めておりますが、毎年9月末までに前年度の寄付の運用状況、並びに寄付者の氏名、寄付の内容について公表をいたしまして、その方法は広報誌及びインターネットによると定めるというふうに規定しております。

第8条は委任規定であります。

なお、本条例の施行規則は平成20年10月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明をいただきました。

これより、質疑及び意見をお伺いしたいと思います。

質疑及び意見のある方は挙手をお願いいたします。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） 他の町村の等の流れを見たときにですね、このふるさと基金とか、寄付を集めるために、その給付された方にお土産とか、懸賞とかそういったものを配る中で集めていこうという町村もあるようではありますが、本町はどのようなお考えをされていますか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 本町ではですね、特産お礼と言いますか、通常特典といわれていますけども、新聞なんかではですね。そういったことは考えておりません。

ちなみに十勝管内の状況ですけども、先日も報道されましたが、新得町が地元の物産、3千円相当だったと思いますが、それとあと、管内的にはですね、池田町が、池田町の場合、町民だと買えるワインとかございますよね、その購入権、それを町民と同等というふうに、それを差し上げるという、そういうところ、その二つぐらいかと思います。

私どもの方では、特産、特典というのは考えておりませんが、やはり感謝の気持ちを表すということですね、お礼状の工夫ですね、そういったことですか、そういう気持ちが伝わるということで、一生懸命考えていきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○委員（前川雅志） 私も特典というものについては、寄付をされた方にまたものでお返しするということはおかしいんじゃないかと、ずっと思っている方ではあるんですが、これ始まってみないとわからないと思うのですけども、十勝管内ではそういった二つの町が始めようとされているようですけども、全国的にまだ、いっぱいやっているところがあるわけでありまして、そういったところに、一番心配しているのは偏りが出るのかなと、出るのかでないのかわかりませんが、1年、2年やった時に、そういったところがたくさん集まって、何にもないところには一つも来なかったのが心配されるところだと思うのですよね。

今、考えていないよですけども、後々は調査をすることも大切なのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 特産品、特典の関係でありますけども、全国状況というのは、中々私どもも把握はしておりません。たまたま新聞情報であったんですけども、7月末に北海道新聞で出した情報の中では、北海道においてという限定の中ではありますが、特典、特産品の贈呈を既にしている、あるいはこれからしようとしていることも含めて考えているところがですね、合わせて19市町村ということで、180ある中で、1割ちょっとという状況にあります。

それ以外の多くのところはですね、寄付条例を制定するにあたりまして、やはり寄付者の温かい気持ちにを大事にしていきたいという思いで基本的には、お礼状のことはとにかく、そういう特産品のことは考えないというのが基本スタイルであろうと思っております。

寄付される方につきましては、たぶん特産品があるから寄附ということよりはですね、当然ながら、いろんな地域の抱える中で子供、あるいは自分が、あるいは自分の親がです

ね、そのふるさとにお世話になったと、そういう深い思い出の中で寄付していただけるといふふうには考えておまして、今、前川委員仰いましたようなことの心配は、それによって特産品、特典品があるから寄附がたくさん増える、ないから減るということは、今のところは考えなくてもいいのかなと思います。と言いつつも、今後の状況なんかは当然その辺は考えていくということは必要であるというスタイルはとっております。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○委員（前川雅志） この条例が通ってからということになるかと思うのですが、どのように啓発というか、願というか、そういった動きをしていこうという計画なのか、あればお聞かせ下さい。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 先ずは、先ほども申し上げましたが、寄付条例の運用状況を広報、インターネットということを申し上げました。

事前のPRも同じように進めていきたいと思います。

それと条例を可決していただければということで申し上げますけども、直近ではですね、これから札幌幕別会、東京幕別会がございますので、そういったところでも十分PRをさせていただきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 寄付ですから、幕別町に善意の思いで寄せて下さる方の好意を受けるということでもありますので、私はこういった席でいいんじゃないかと思うのですが、それでなくても例えば、図書館に対する図書の本の整備のための寄付ですとか、奨学資金に対するとか、目的を持って寄附をされて、寄付をいただいた方ありますね、そういうのは、当然、今までも条例がなくてもそういうのを受けていたわけですが、今回、この条例を制定することによって、全部そこに整理統合されて寄付に対しては取扱いを行われるということで認識してよろしいのでしょうか。

それとですね、第2条の目的の具体化なんですけど、1番から7番までが目的が定められておまして、8番でそれ以外にということですから、ほとんどのものが網羅されるということになります。

ただ、例えば3番のがんばる農業を応援する事業、これはうちの町基幹産業ですから、農業が、それで出たんだろうと思うんですが、産業全体を考えると、これだけなのかなという思いもありましてね、その辺の定められた経過などについても、お考えがあったかと思うので、伺いたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 初めに基金のことをお答えいたします。

最初はですね、この寄付条例の受け皿として新たな基金を持とうか、そういうアイデアもございました。

かつて、合併前ですね、基金いくつも、全部で細かく言いますと16本あったかと思いますが、それを合併のときに統合しております。

お話の図書、福祉いろんなものがございました。そういったものを含めて1本の基金になっています。

ただ、統合はしておりますが、今までのですね、確か福祉基金のときの残高というのが

ございますよね。

そういうのを、まちづくり基金の中でさらに、当時と同じような項目で管理をしておりますので、そういう管理の仕方をしていきますので、今回寄附条例でこういった事業目的を持って、それに沿った寄付が入っても、そこへまた、同じような管理の仕方をしていけば1本で複雑にするよりも、1本の基金で管理をしていきたいと、そういった考え方で、新たな基金は設けませんでした。そういったことで考えております。

それと、事業なんですけども、確かに全国の例を見ますと、細かく全部列挙して最大25近くの列挙された条例もございました。

私たち最初はですね、PRするときが一番分かりやすいのは、どんぶりものと一緒に松竹梅みたいな、極端な話3つぐらいというのが、1番わかりいいんじゃないかなと、そういうこともありました。でも、それをしてしまうと、今度逆に漠然としてしまうのではという意見もありまして、いろいろ考えた結果、こういうことになりました。

例えば、産業なんかで、農業以外もあるだろうということは、私たちも分かっていたんですけども、それを産業としてしまいますとですね、そういう言い方をすると逆に訴える力が無くなってしまうのかなというふうにも思ったところなんです。

この後ですね、実際に運用されていく段階で、例えば、これから3年間の間、こういう重点で行きたいということになればですね、ここに列挙されているのを、さらに例えば、子供ということであっても、子供施策のこういうところに使いたいという、そういうPRの仕方も出てくるのかなと、将来的には、要はPRの方法かなというふうに、今の段階では考えております。

○委員長（前川敏春） よろしいですか。

他に何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ないようでありますので、これで議案第61号の質疑及び意見を終了いたします。

ここです、説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（前川敏春） それでは休憩前に引き続き会議を始めます。

次に議案第60号、幕別町町民栄誉賞表彰条例の討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければですね、これで討論を終了いたします。

それでは討論がないようでありますので、採決をいたします。

議案第60号、幕別町町民栄誉賞表彰条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないものと認めます。

したがって議案第60号、幕別町町民栄誉賞表彰条例は原案のとおり可決いたしました。

それでは次に、議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例の討論を行います。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（前川敏春） なければこれで討論を終わります。

討論がないようでありますので、採決に入らせていただきます。

議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（前川敏春） 異議がないものと認めます。

したがって、議案第61号、幕別町ふるさと寄附条例は原案のとおり可決いたしました。
休憩をとります。

(14：14 暫時休憩)

(14：17 再開)

○委員長（前川敏春）

<録音装置故障のため反訳不能>

(14：23 閉会)